

立川市工事成績評定修正要領

(趣旨)

第1条 この要領は、立川市工事成績評定要領（平成17年4月1日行政管理部長決定。以下「工事成績評定要領」という。）第17条第1項の規定に基づき、工事成績評定を修正する場合の手續等を定めるものとする。

(修正事由)

第2条 工事成績評定の修正は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- (1) 工事成績評定通知後に受注者に重大な法令違反等が判明した場合
- (2) 工事成績評定通知後に工事目的物に受注者による故意又は過失により契約の内容に適合しないものが判明した場合
- (3) 苦情の申立てに係る立川市工事成績評定苦情処理審査委員会（以下「審査委員会」という。）又は立川市入札等監視委員会（以下「監視委員会」という。）の審査結果に基づき工事成績評定の修正が必要であると認められる場合
- (4) 評定の錯誤又はその他の事由により、工事成績評定の修正が必要であると認められる場合

(工事成績評定修正者)

第3条 工事成績評定を修正する者（以下「工事成績評定修正者」という。）は、工事成績評定要領第3条第2項に定める総括監督員及び検査員とする。

(修正方法等)

第4条 工事成績評定修正者は、第2条第3号の規定により工事成績評定を修正しようとする場合は、審査委員会又は監視委員会の審査結果に基づき、これを行うものとする。

(修正後の処理手続き)

第5条 工事成績評定を修正した場合の工事成績評定結果のとりまとめ、報告、送付及び通知については、工事成績評定要領第9条から第11条までの規定を準用する。

(苦情の申立て)

第6条 修正した工事成績評定に対する苦情の申立てについては、工事成績評定要領第13条から第16条までの規定を準用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行し、同日以後に完了する請負工事から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に契約する請負工事から適用する。